

令和2年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日（木）、冬のボーナス（令和2年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.17月相当であり、一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約653,600円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約653,600円

支給月数	2.17月	(昨年2.245月)
平均給与額	約301,200円	(昨年約306,300円)
(俸給+扶養手当+地域手当等)		

平均年齢 34.6歳 (昨年35.0歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(令和2年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当額は、約687,700円であり、本年は約34,100円（約5.0%）減少しています。これは、

- ① 本年の人事院勧告（注1）に基づく給与法の改正により、支給月数が0.05月引き下げられたこと（注2）
- ② 職員の平均年齢の低下（35.0歳→34.6歳）等により平均給与額が減少したことなどによるものです。

（注1）

一般職の国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数は、人事院勧告に基づき、昨年8月から本年7月までの間の民間ボーナスの支給実績と合わせることを基本とし、改定を行う仕組みとなっています。

（注2）

昨年12月期の期末・勤勉手当支給月数との比較では▲0.075月となります。（昨年12月期2.245月→本年12月期2.17月）

※ 昨年の給与法改正では、①昨年12月期の期末・勤勉手当を0.05月引き上げる（2.245月）とともに、②本年については、引き上げ分を6月期・12月期に均等に配分した結果、12月期は2.22月分とされていました。その後、本年の給与法改正により、本年12月期の期末・勤勉手当の支給月数が▲0.05月（2.17月）引き下げられたことによるものです。

(参考) 主な特別職等の令和2年12月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約560万円	約392万円
国 務 大 臣	約409万円	約327万円
(一般職) (事務次官	約318万円)
局長クラス	約242万円	
最高裁長官	約560万円	
衆・参両院議長	約519万円	
国 会 議 員	約310万円	

(注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.65月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、令和2年6月2日から令和2年12月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和2年9月16日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。加えて、国会議員について本年5月から歳費月額減額が行われていることから、当該措置が行われている間、歳費減額分に相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 中嶋、清水、大畑

特別職担当: 北浦、小嶋、古川

電 話 : (直通) 03-6257-3759

F A X : 03-3502-0604